

【事務（デジタル人材枠）】の職務経験について

「事務（デジタル人材枠）」を受験するためには、次の①②をいずれも満たす必要があります。

- ① 令和8年3月31日時点で、地方公共団体や民間企業等で、ICTに関する業務に従事した期間（以下「職務経験の期間」という。）を通算5年以上有している。
- ② 独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験における「基本情報技術者試験」相当以上の試験に合格している。

職務経験の期間については、以下の点に注意してください。

1 職務経験の期間の考え方について

(1) 職務経験の期間とするもの

ア 職務経験の期間は、デジタル技術を活用した事業の企画・立案、情報システムの開発・保守・運用等に携わった期間のうち、週当たりの勤務時間が30時間以上である期間とします。このため、任用期間欄には、週当たりの勤務時間が30時間以上である期間のみ記入してください（デジタル技術を用いない職務（営業職等）のみに携わっていた期間や、週当たりの勤務時間が30時間未満である期間は、記入できません。）。

イ 複数の企業・団体等で勤務した経験がある場合は、同一の勤務先で6か月以上継続して勤務した期間に限り、職務経験の期間として計上することができます。

(2) 職務経験の期間から除くもの

育児休業、退職又は介護休暇の期間は、職務経験の期間から除きます。
ただし、産前休暇及び産後休暇の期間は、職務経験の期間に含めます。

(3) 1月未満の期間の合算について

職務経験の期間に1月未満の期間が複数ある場合で、その日数の合計が30日以上あるときは、30日を1月として換算します。なお、職務経験の期間から除く場合も同様とします。

2 自己申告書の作成単位について

複数の企業・団体等で勤務した経験がある場合は、各勤務先ごとに1枚作成してください。

3 その他

最終合格者には、記載された職歴等を証明する書類（勤務先の押印があるものに限る。）及び資格証の写しの提出を改めて依頼します。

申告内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、内定又は採用を取り消す場合があります。